

香川県報



第52号

平成18年

7月4日(火曜日)

目次

規則

- 香川県行政組織規則の一部を改正する規則
- 香川県消防学校規則の一部を改正する規則

（人事・行革課） 一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

規則

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第六十二号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和三十六年香川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条会計課の項第二号中「及び会計事務指導」を削り、同項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 契約事務の指導その他の会計事務指導及び契約制度に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第六十三号

香川県消防学校規則の一部を改正する規則

香川県消防学校規則（昭和四十年香川県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。第一条中「第二十六条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年八月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年七月四日

香川県知事 真鍋武紀

一 申請のあった年月日

平成十八年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 S A J A

西谷 清美

丸亀市天満町一丁目二番三二号

三 定款に記載された目的

この法人は、在宅の精神障害者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、あわせて障害者の自立と社会経済活動への参加を図ることを通して、精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成十八年七月四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています